

平成 25 年 3 月 25 日制定

(設 置)

第 1 条 「理科教育学研究」編集委員会（以下「編集委員会」という）規程第 7 条 6）に基づき、編集委員会の小委員会として特集号編集委員会（以下「特集号委員会」という）を置くことができる。

(目 的)

第 2 条 特集号委員会は、理科教育学研究の特集号に関する編集・刊行の業務を行うことを目的とする。

(組 織)

第 3 条 特集号委員会は、委員長 1 名、委員 6 名程度を以て組織する。

2 編集委員会の事務局及び事務支局が、特集号の編集・刊行の業務を補助する。

(委 員)

第 4 条 委員長は編集委員会が指名する者とし、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 委員は正会員の中から、委員長の推薦により、編集委員会の議を経て会長が委嘱する。

(任 期)

第 5 条 委員長、委員の任期は、第 4 条に定める会長の委嘱から、担当する特集号の刊行終了までとする。

(会 議)

第 6 条 特集号委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 特集号委員会の審議事項は、編集委員会に報告し、承認を得なければならない。

3 特集号委員会開催の都度、委員は議事録を作成し、これを編集委員会に提出する。

4 特集号委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 特集号委員会の会議は、対面及び電子メールにより行う。

(業 務)

第 7 条 特集号委員会は、理科教育学研究の特集号に関する編集・刊行に係わり次の業務を行う。なお、特集号の編集・刊行については、原則として編集委員会内規に準ずることとする。

(1) 特集号の企画、編集、発行の基本方針に関すること。

(2) 原著論文等の投稿受付に関すること。

(3) 査読者の選定に関すること。

(4) 原著論文等の掲載の決定に関すること。

(5) その他、特集号の編集・刊行に関すること。

(報 告)

第 8 条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を編集委員会に提出しなければならない。

ならない。

(改 廃)

第 9 条 この内規の改廃は，理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は，平成 25 年 3 月 25 日より施行する。